

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議  
重要インフラ専門委員会  
第14回会合議事要旨

1 日時 平成20年3月4日(火) 15:00~17:15

2 場所 内閣府本府講堂

3 出席者

[委員]

浅野 正一郎 委員長 (国立情報学研究所 教授)

赤石 良治 委員 (東日本旅客鉄道(株))

稲垣 隆一 委員 (弁護士)

岩田 隆 委員 ((社)日本ガス協会)

大塚 順三 委員 (日本放送協会)

大林 厚臣 委員 (慶応義塾大学教授)

雄川 一彦 委員 (日本電信電話(株))

小幡 篤 委員 (三井住友海上火災保険(株))

金澤 亨 委員 (野村證券(株))

九萬原 敏已 委員 (電気事業連合会)

黒沢 昌幸 委員 ((株)日本航空インターナショナル)

郡山 信 委員 ((財)金融情報システムセンター)

小山 正嘉 委員 (三菱東京UFJ銀行)

田口 靖 委員 ((社)日本水道協会)

中尾 康二 委員 (KDDI(株))

永瀬 裕伸 委員 (日本通運株式会社)

早貸 淳子 委員 (有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター)

広瀬 雅行 委員 ((株)東京証券取引所)

松田 栄之 委員 (新日本監査法人)

森山 拓哉 委員 (住友生命保険相互会社)

矢野 一博 委員 (日本医師会総合政策研究機構)

渡辺 研司 委員 (長岡技術科学大学准教授)

渡邊 正美 委員 (東京地下鉄(株))

[政府]

前野 内閣審議官  
山口 内閣官房情報セキュリティ補佐官  
関 内閣参事官  
上原 内閣参事官  
岸本 内閣参事官  
鈴木 内閣参事官  
内閣府(防災担当) 政策統括官(防災担当)付地震・火山対策担当参事官(代理)  
警 察 庁 警備局警備企画課長  
金 融 庁 総務企画局参事官(代理)  
総 務 省 情報通信政策局情報セキュリティ対策室長  
総 務 省 自治行政局地域情報政策室長(代理)  
厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官(代理)  
厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療機器・情報室長(代理)  
厚生労働省 健康局水道課長(代理)  
経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課長  
経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室長  
国土交通省 総合政策局情報管理部情報安全・調査課情報危機管理室長(代理)  
国土交通省 航空局管制保安部保安企画課新システム技術企画官(代理)  
国土交通省 鉄道局危機管理室長(代理)  
防 衛 省 運用企画局情報通信・研究課情報保証室長(代理)

#### 4 議事要旨

##### (1) 論点説明に関して

###### ○ 事務局より説明

##### (2) 委員意見開陳

○ 相互依存性解析の現実的なアウトプットとしては、演習シナリオへの反映という形になるのではないか。

○ 行動計画で対象としないシステムの障害について取り上げるのは、一歩踏み込みすぎであり、いたずらに範囲を広げて検証の対象にする必要はない、との意見がある一方で、国民の視点から見ると、利用の困難性があったという意味では同じと考えられるので、今後は行動計画の対象について議論をすることが必要との意見もあった。

○ 補完調査について、対象範囲を重要インフラの社会的機能という観点から捉えて、今後の行動計画にもつなげる材料を総括して行う評価であり、枠組みの中での主体を今後どうす

るかという課題があるので、連携の主体について検討を加えて、その結果を記載してほしい。

○ ウィルスの問題の場合、ウィルス関連のソフトウェアを提供する事業者が限られていることもあり、どのような情報収集体制を取るのか等、国レベルで検討しなくてはならないこともあるのではないか。

○ 多くの重要インフラ事業者は、営利事業者であり、そこには合理的にやれるレベルというものが自ずとある。完璧ではない部分への対応については、コストをユーザーに転嫁するのか、重要インフラ事業者で対応できない部分への対応について、ユーザー企業や国民の自助努力を促すのか、あるいはこういったものをどう組み合わせるか、政策面でのサポートをどうするかといった、役割分担の議論を中期的に始めても良いのではないかと。

○ IT 障害の発生を限りなくゼロにすることは理想ではあるが、プログラムレベルでバグをゼロにするのは、現実にはとても難しい。トラブルになっても重大な障害に至らないようにすることを念頭に置いての取り組みが現実的ではないか。

○ 1つの重要インフラ分野でも、事業者が個々に固有の特徴を持ちながら、しかも多数存在していることからすると、全分野共通的なリスク管理等を十分に行っていくことは難しい。

一定の事項、個々のセキュリティ対策は重要インフラの事業者任せ、国は、指針の作成や、指針に合った安全基準の作成、重要インフラ分野の各事業者が達成可能な内容の公表を促すという役割分担も考えられる。

○ 各事業者で IT 障害等が発生したとき、連携する枠組みの構築と連携に当たっての具体的な手順について、各重要インフラ事業者の協力を得ながら、具体的にどういった連携が必要になるか議論していくことが必要なのではないか。

また、定常時と具体的に障害が発生したときの連携の仕組みについても議論が必要ではないか。

○ 情報共有体制を強化するためには、防災、事案対処省庁、関係機関との連携が重要であり、その点を十分に議論した上で、明示することが必要ではないか。

○ 警察への連絡が復旧の障害になるという誤解を払拭する努力が警察サイドでも必要であり、次回以降の会議で、取り組みを詳細に説明したい。